

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間一覧(法令)

担当課	処分庁	法令名	根拠条項	許認可等の事項	審査基準					標準処理期間			備考	
					設定状況	審査基準の名称	審査基準の公表状況	URL	未設定の場合の理由	設定状況	合計期間	未設定の場合の理由		
健康政策・感染症対策課	健康政策・感染症対策課	栄養士法	第2条第1項	栄養士の免許	未設定					法令に基準あり	設定済み	17日		養成校の卒業時期等集中時には標準処理期間は25日
健康政策・感染症対策課	健康政策・感染症対策課	栄養士法施行令	第3条第1項	栄養士名簿の訂正	未設定					法令に基準あり	設定済み	18日		養成校の卒業時期等集中時には標準処理期間は25日
健康政策・感染症対策課	健康政策・感染症対策課	栄養士法施行令	第5条第1項	栄養士免許証の書換え交付	未設定					法令に基準あり	設定済み	18日		養成校の卒業時期等集中時には標準処理期間は25日
健康政策・感染症対策課	健康政策・感染症対策課	栄養士法施行令	第6条第1項	栄養士免許証の再交付	未設定					法令に基準あり	設定済み	18日		養成校の卒業時期等集中時には標準処理期間は25日
健康政策・感染症対策課	健康政策・感染症対策課	調理師法	第3条第1項	調理師の免許	未設定					法令に基準あり	設定済み	17日		養成校の卒業時期および調理師試験後の集中時は標準処理期間は25日
健康政策・感染症対策課	健康政策・感染症対策課	調理師法施行令	第11条第1項	調理師名簿の訂正	未設定					法令に基準あり	設定済み	22日		養成校の卒業時期および調理師試験後の集中時は標準処理期間は25日
健康政策・感染症対策課	健康政策・感染症対策課	調理師法施行令	第13条第1項	調理師免許証の書換交付	未設定					法令に基準あり	設定済み	22日		養成校の卒業時期および調理師試験後の集中時は標準処理期間は25日
健康政策・感染症対策課	健康政策・感染症対策課	調理師法施行令	第14条第1項	調理師免許証の再交付	未設定					法令に基準あり	設定済み	22日		養成校の卒業時期および調理師試験後の集中時は標準処理期間は25日
健康政策・感染症対策課	健康政策・感染症対策課	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律	第2条第2項	被爆者健康手帳の交付	未設定					法令に基準あり	未設定	-	難易差があり設定困難	
健康政策・感染症対策課	健康政策・感染症対策課	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律	第17条第1項	医療費の支給	未設定					法令に基準あり	未設定	-	難易差があり設定困難	
健康政策・感染症対策課	健康政策・感染症対策課	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律	第18条第1項	一般疾病医療費の支給	未設定					法令に基準あり	設定済み	30日		
健康政策・感染症対策課	健康政策・感染症対策課	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律	第19条第1項	被爆者一般医療機関の指定	未設定					法令に基準あり	未設定	-	難易差があり設定困難	
健康政策・感染症対策課	健康政策・感染症対策課	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律	第24条第1項	医療特別手当の支給	未設定					法令に基準あり	未設定	-	難易差があり設定困難	
健康政策・感染症対策課	健康政策・感染症対策課	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律	第25条第1項	特別手当の支給	未設定					法令に基準あり	設定済み	40日		
健康政策・感染症対策課	健康政策・感染症対策課	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律	第26条第1項	原子爆弾小頭症手当の支給	未設定					法令に基準あり	設定済み	40日		
健康政策・感染症対策課	健康政策・感染症対策課	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律	第27条第1項	健康管理手当の支給	未設定					法令に基準あり	設定済み	60日		
健康政策・感染症対策課	健康政策・感染症対策課	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律	第28条第1項	保健手当の支給	未設定					法令に基準あり	設定済み	40日		
健康政策・感染症対策課	健康政策・感染症対策課	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律	第28条第3項	保健手当の額の改定	未設定					法令に基準あり	設定済み	10日		
健康政策・感染症対策課	健康政策・感染症対策課	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律	第31条第1項	介護手当の支給の認定	未設定					法令に基準あり	設定済み	30日		
健康政策・感染症対策課	健康政策・感染症対策課	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律	第32条第1項	葬祭料の支給	未設定					法令に基準あり	設定済み	15日		

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間一覧(法令)

担当課	処分庁	法令名	根拠条項	許認可等の事項	審査基準					標準処理期間			備考	
					設定状況	審査基準の名称	審査基準の公表状況	URL	未設定の場合の理由	設定状況	合計期間	未設定の場合の理由		
健康政策・感染症対策課	健康政策・感染症対策課	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律	第12条	指定医療機関の指定	未設定					法令に基準あり	未設定	-	難易差があり設定困難	
健康政策・感染症対策課	健康政策・感染症対策課	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則	第7条の2	被爆者健康手帳の再交付	未設定					法令に基準あり	設定済み	15日		
健康政策・感染症対策課	健康政策・感染症対策課	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則	第65条第2項	介護手当の継続支給の認定	未設定					法令に基準あり	設定済み	10日		
健康政策・感染症対策課	健康政策・感染症対策課	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則	附則第2条第2項	健康診断受診者証の交付	未設定					法令に基準あり	未設定	-	難易差があり設定困難	
健康政策・感染症対策課	健康政策・感染症対策課	児童福祉法	第19条の3第3項	小児慢性特定疾病医療費支給の認定	未設定					法令に基準あり	設定済み	90日		
健康政策・感染症対策課	健康政策・感染症対策課	児童福祉法	第19条の9第1項	指定小児慢性特定疾病医療機関の指定	設定済み	指定小児慢性特定疾病医療機関の指定について(平成26年12月11日雇児母発1211第1号)	ホームページ	https://www.pref.oita.jp/soshiki/12210/shomanshitei.html			設定済み	14日		更新に係る集中時は標準処理期間は30日
健康政策・感染症対策課	健康政策・感染症対策課	児童福祉法施行規則	児童福祉法施行規則第7条の10	小児慢性特定疾病指定医の指定	設定済み	小児慢性特定疾病指定医の指定について(平成26年12月11日雇児母発1211第2号 令和4年3月17日改正)	ホームページ	https://www.pref.oita.jp/soshiki/12210/shomanshitei.html			設定済み	14日		更新に係る集中時は標準処理期間は30日
健康政策・感染症対策課	健康政策・感染症対策課	難病の患者に対する医療等に関する法律	第7条第1項	特定医療費の支給認定	設定済み	指定難病に係る診断基準及び重症度分類等について(平成26年11月12日健発1112第1号厚生労働省健康局長通知)	ホームページ	https://www.pref.oita.jp/soshiki/12210/nanbyouhtml			設定済み	90日		
健康政策・感染症対策課	健康政策・感染症対策課	難病の患者に対する医療等に関する法律	第14条第1項	指定医療機関の指定	設定済み	【指定医療機関の指定について】(平成26年11月21日付け健難発1121第2号厚生労働省健康局疾病対策課長通知、平成30年7月10日改正)	ホームページ	https://www.pref.oita.jp/soshiki/12210/siteiryokan.html			設定済み	14日		更新に係る集中時は標準処理期間は30日
健康政策・感染症対策課	健康政策・感染症対策課	難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則	第15条第1項	指定医の指定	設定済み	「指定医の指定について」別紙(平成26年11月21日健疾発1121第1号厚生労働省健康局疾病対策課長通知、令和4年3月17日改正)	ホームページ	https://www.pref.oita.jp/soshiki/12210/siteii.html			設定済み	14日		更新に係る集中時は標準処理期間は30日
健康政策・感染症対策課	健康政策・感染症対策課	ハンセン病問題の解決の促進に関する法律	第19条第1項	親族に対する援護	未設定					法令に基準あり	設定済み	30日		H31年度から支給対象者なし
健康政策・感染症対策課	保健所	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	第30条第2項	一類、二類、三類感染症感染症患者の死体の埋葬許可	未設定					先例なく設定困難	未設定	-	先例なく設定困難	
健康政策・感染症対策課	健康政策・感染症対策課	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	第37条第1項	入院患者の医療費支給の決定	未設定					法令に基準あり	未設定	-	その他	
健康政策・感染症対策課	健康政策・感染症対策課	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	第37条の2第1項	結核患者の医療費負担の決定	未設定					法令に基準あり	未設定	-	その他	
健康政策・感染症対策課	健康政策・感染症対策課	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	第38条第2項	結核指定医療機関の指定	未設定					法令に基準あり	設定済み	14日		
健康政策・感染症対策課	健康政策・感染症対策課	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	第42条第1項	緊急時等の療養費の支給	未設定					法令に基準あり	未設定	-	その他	

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間一覧(条例、規則)

担当課	処分庁	法令名	根拠条項	許認可等の事項	審査基準					標準処理期間			備考
					設定状況	審査基準の名称	審査基準の公表状況	URL	未設定の場合の理由	設定状況	合計期間	未設定の場合の理由	
健康政策・感染症対策課	健康政策・感染症対策課	大分県肝炎に係る医療費の助成に関する規則	第3条	肝炎治療に係る医療費の助成	設定済み	肝炎治療特別促進事業の実務上の取扱いについて(令和2年3月27日付け厚生労働省健肝発0327第2号)	ホームページ	https://www.pref.oita.jp/soshiki/12210/kanentiry.o.html		未設定		難易差があり設定困難	
健康政策・感染症対策課	健康政策・感染症対策課	大分県肝炎に係る医療費の助成に関する規則	第4条	肝炎治療に係る認定	設定済み	肝炎治療特別促進事業の実務上の取扱いについて(令和2年3月27日付け厚生労働省健肝発0327第2号)	ホームページ	https://www.pref.oita.jp/soshiki/12210/kanentiry.o.html		未設定		難易差があり設定困難	
健康政策・感染症対策課	健康政策・感染症対策課	大分県肝炎に係る医療費の助成に関する規則	第6条	肝炎治療に係る治療受給者証の再交付	設定済み	肝炎治療特別促進事業の実務上の取扱いについて(令和2年3月27日付け厚生労働省健肝発0327第2号)	ホームページ	https://www.pref.oita.jp/soshiki/12210/kanentiry.o.html		未設定		難易差があり設定困難	
健康政策・感染症対策課	健康政策・感染症対策課	大分県肝炎に係る医療費の助成に関する規則	第9条	肝がん・重度肝硬変治療に係る指定医療機関の指定	設定済み	肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実務上の取扱いについて(令和3年3月31日付け厚生労働省健肝発0331第3号)	ホームページ	https://www.pref.oita.jp/soshiki/12210/kanganjyu.dokankohen.html		未設定		難易差があり設定困難	
健康政策・感染症対策課	健康政策・感染症対策課	大分県肝炎に係る医療費の助成に関する規則	第10条	肝がん・重度肝硬変治療に係る医療費の助成	設定済み	肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実務上の取扱いについて(令和3年3月31日付け厚生労働省健肝発0331第3号)	ホームページ	https://www.pref.oita.jp/soshiki/12210/kanganjyu.dokankohen.html		未設定		難易差があり設定困難	
健康政策・感染症対策課	健康政策・感染症対策課	大分県肝炎に係る医療費の助成に関する規則	第11条	肝がん・重度肝硬変治療に係る認定	設定済み	肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実務上の取扱いについて(令和3年3月31日付け厚生労働省健肝発0331第3号)	ホームページ	https://www.pref.oita.jp/soshiki/12210/kanganjyu.dokankohen.html		未設定		難易差があり設定困難	
健康政策・感染症対策課	健康政策・感染症対策課	大分県肝炎に係る医療費の助成に関する規則	第12条	肝がん・重度肝硬変治療に係る参加者証の交付	設定済み	肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実務上の取扱いについて(令和3年3月31日付け厚生労働省健肝発0331第3号)	ホームページ	https://www.pref.oita.jp/soshiki/12210/kanganjyu.dokankohen.html		未設定		難易差があり設定困難	
健康政策・感染症対策課	健康政策・感染症対策課	大分県肝炎に係る医療費の助成に関する規則	第14条	肝がん・重度肝硬変治療に係る参加者証の再交付	設定済み	肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実務上の取扱いについて(令和3年3月31日付け厚生労働省健肝発0331第3号)	ホームページ	https://www.pref.oita.jp/soshiki/12210/kanganjyu.dokankohen.html		未設定		難易差があり設定困難	
健康政策・感染症対策課	健康政策・感染症対策課	大分県肝炎に係る医療費の助成に関する規則	第15条	肝がん・重度肝硬変治療に係る認定の取消し	設定済み	肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実務上の取扱いについて(令和3年3月31日付け厚生労働省健肝発0331第3号)	ホームページ	https://www.pref.oita.jp/soshiki/12210/kanganjyu.dokankohen.html		未設定		難易差があり設定困難	